

報告・文責 橋本了一(四国学院大学)

「地域づくりにおける協同と公共」

—四国地方における内発的な協同の取組み、その背景と現状—

いま21世紀を目前にして、エネルギーの省力化から新しい生命の創造といった技術革新の歴史的転換、資本主義も社会主義も共に諸矛盾が激化と新しい経済システムの模索、産業経済の発展の高速化と段階性の解消、さらには人類の存亡を脅かすまでの地球的規模および地域的な環境問題の発生など、文明史的な転換期にある、といえよう。瀬戸内周辺地域、特に四国地方にもまた、全面的な地域変貌が深化している。

岡山玉野の三井造船、広島因島の日立造船、愛媛新居浜の住友企業などの地域撤退だけでなく、香川東讃地方の手袋製造業の中国・韓国・台湾・パキスタン等への生産拠点の移行と仲介貿易化などに見られるように、産業経済構造の転換に基づく産業の空洞化と地域の産業経済の破壊が瀬戸内周辺地域に集中化している。また、1988年春の瀬戸大橋の完成・開通を機に、いわゆる「瀬戸大橋時代」を迎え、瀬戸大橋を地域振興に役立て、四国420万人の住民のものにするには、四国横断・縦貫道路を敷設することと、リゾート開発など外来誘致型の大型の地域開発を推進することであるという「俗論」が、人口に膾炙していた。が、日米構造協議の合意による公共投資の増大が高速自動車道路の建設に拍車をかけ、地域住民の生活を分断・破壊し、住環境アメニティを徹底的に劣化させている。さらに、閉鎖的な瀬戸内の滞留性気流により酸性雨・酸性霧などの影響で松枯れしていた四国の里山は、リゾート乱開発で完膚なきまでに剝ぎとられ、切り崩され、みどりは壊滅している。そこに、東京首都圏および関西圏などの産業廃棄物が持ち込まれ、いまや瀬戸内周辺はゴミ捨て場と化している。さらにまた、『四全総』の「全国一日交通圏構想」に基づく高速交通体系整備は、豊予トンネル—四国高速道路—紀淡トンネル—第二関西国道と続く「第二国土軸」を形作り、さら

には「環瀬戸内経済圏」として地域を統合し、東京首都圏への一極集中化をなお一層増幅させる働きをしている。しかも「第二国土軸」形成論と「道州制」導入論が喧伝されて、地域の住民生活や産業経済の統合・収奪だけでなく、住民自治や行財政主権をも収奪しようとする、まさに政府財界の「戦後民主主義の総決算」のあくなき追求がなされている、といえよう。

しかし、竜頭蛇尾に終わったテクノポリスに替わる誘致型・外来型のリゾート開発戦略の展開に現れた地方自治の無力化・没個性化に対して民主的・革新的な協力共同の営みが労働戦線・住民を中心に根強く取組まれ、高速交通体系の整備・「第二国土軸」形成・「道州制導入」論などの地域の統合・収奪に抗して、住民主体の中核都市連合論の模索や「四国はひとつ」をスローガンに住民ネットワークづくりの動きもあり、地域の産業経済や環境破壊に対抗して地場産業の活性化と地球・地域環境にやさしい暮らしを追求する産業おこし・まちづくり・仕事づくりのための協同と連帯が結ばれている。日本科学者会議に依拠する研究者・住民運動家などによる瀬戸内シンポや四国シンポもその現れであり、「中・四国協同組合研究会」の「地域づくりと協同組合」(青木書店)や「四国地域問題研究会」の「リゾートの総合的研究—国民の「休養権」と公共責任」(晃洋書房)は協同と連帯の成果である。就中毎年1回四国4県持ち回りで開催されている『いきいきふるさと四国まつり』は、農林漁業を中心とする生産者・消費生活者・自治体労働者・交通労働者・研究者・住民が一体となって仕事づくり・地域づくり・公共交通づくりを追求する、まさに四国420万住民の協同と連帯の一大イベントといえよう。また四国のいたる所にまちづくり会が組織され内発的発展策が模索され、あるいは試行されている。

報告 坂林照子(センター事業団)

「事業団の高齢者福祉事業の取り組み—病棟ヘルパーの実践から何を学ぶのか—」

倉敷・健寿協同病院(基準なし特例許可老人病院)で、1987年から3年余にわたって実践された病棟ヘルパーは、従来の2人付け付添い看護を事業体で請負って、2交替制・チーム介護という形態で、しかも労働者協同組合として経営するという、日本では全く新しい事業でした。準備段階からさまざまな賛否を受け、多くの矛盾にも出会いましたが、この実践の中で得た成果や教訓は、90年6月同病院が同年の診療報酬改訂で、「特例許可老人病院・基準看護と定額制」の選択とともに、やむなく事業閉鎖した今日でも、かけがえのない実践的財産として、私たちに多くの課題をなげかけてくれています。

◇ ◇

まずはじめに、事業をするにあたって、この目的としては、以下のとおりです。

- (1)労働者が企業の主人公になるとりくみを通して、社会変革をめざす。
- (2)もうけ本位のシルバー産業でなく、良質の真に住民に役立つ仕事をするヘルパー、介護力を生み出し、地域の高齢化問題の解決に尽力し、地域医療・福祉の向上を図る。
- (3)青年・婦人・中高年の人の働く場をおこしていくことで、地域の活性化を図る。
- (4)高齢の仲間の生活を守るために。
- (5)家政婦の労働条件を改善する。

そして、家政婦派遣との違いは以下のとおりである。

- (1)契約の仕方が、個人派遣から集団(事業体)への委託に
- (2)介護の仕方を、みんなで作る
- (3)労働条件の整備のために、各種保険を適用し、地域の婦人が働きやすいように、24時間労働から2交替勤務制を導入
- (4)患者の立場にたち、医療スタッフと連携した「よ

い仕事」をするために、又チームによる集団介護をするために、記録と送り、カンファレンスの実施、介護基準の統一、独自の研修訓練による知識、技術の習得

これらを基準にしたよい仕事の実践の中では、病院スタッフとの関係を変え、さまざまな批判も少しずつ変わって行く様でした。

◇ ◇

しかし、問題点は多くのことを語っています。

- ①重介護者を介護人まかせにする現状と、病院の看護スタッフがすべき仕事の内容の「下請け」化について、病院との十分な話し合いがもたれなかった。
- ②自立退院者が、家庭の介護力の不足で再入院してくる中で、訪問看護や地域ヘルパーの充実を求める運動を、現実的にはやっとなかった。
- ③事務局間での研修や意義も含めての意志統一の不徹底が、教育・訓練の不徹底へとつながった。
- ④目的意識的に患者毎に計画を立てて実践するならば、ヘルパーの問題意識や介護力が高まることを知りつつも、計画的な介護の実践が持続しなかった。
- ⑤介添い看護料金のみを収入とする経営には限界があること。しかしそれは事業拡大をしなかったが故の限界と、自治体関連での運動の欠如—提携や制度保障(補助金)を求める運動を大きく持続的にしてこなかったことが原因でもある。

この他、協同組合間協同の課題や、労働組合のあり方については、2回の学習会の中で終始出されていた課題で、そのことは、私たちの大きな運動の観点で、何を目的として実践しているのかを、個人も集団も問い直さなければならない課題だと思われます。(文責・森山千賀子)

報告・文責 師岡武男(元共同通信)

「現代の労働組合情勢 —連合と総評の政策論の相違—」

報告は「連合」の政策・制度要求と運動方針の特徴について行われ、主な内容は次の通りである。

労働組合の活動分野としては、産業・企業や政府への要求活動のほかに組合員相互の互助活動や政治権力獲得をめざす政治運動へのかかわりなど自らつくり出していく活動がある。連合も当然それらのすべてをやっているが、この報告は主として要求活動の分野を対象にする。

連合における政策・制度要求には前身の全民労働協さらに遡って政策推進労組会議時代から長い歴史があり、連合のお家芸とされてきた。政策項目は77年の7項目から始まり現在では16項目に拡大、連合の政策委員長千葉利雄氏によると防衛・警察以外はほとんどの政策課題を網羅している。その防衛問題も今年5月に三役会議で討議を始め、政策路線の一部として防衛・外交などの政策論議に取り組むこととした。早くも全電通は社会党の安保・自衛隊政策の見直しを提唱している。

連合の政策と旧総評の政策の違いは従来①農業②原発③行政改革—が主なものとされたが、それらについては内部でも具体的に合意が形成されているわけではない。総評が合流してからは「玉虫色」を強めている。農業については今年の実案では「コメ問題で(自由化へ)一歩踏みこむ」とマスコミで伝えられた。しかし5月の討論集会でコメは「当面自給が原則」と決まった。またこのときたかひ方についても「政策の大衆化で確実な成果を」と大衆路線志向を表明している。

連合の政策要求に対して左派勢力からは労使協調、独占資本擁護といった批判が強いが連合の基本文書に示された「総論」は必ずしもそのようなものではない。「連合の進路」には「公平、公正な社会の建設をめざし、労働者の総合生活を改善し国民生活の向上をはかる」「参加と分権をもとにした地域社会の活性化をはじめ中央地方を通じ

調和のとれた経済社会の発展など広く国民生活に関連の深い諸課題に関する政策立案と実現に向けて活動し労働組合の社会的責任を果たす」うんぬんとしている。

では運動の実績はどうか。今年の通常国会では要求を13項目に絞ったが最終的には最重点政策として7項目にした。成果として連合は消費税の緊急是正の実現、地価税や育児休業法の成立などを挙げている。これらには小幅ながら現状改善の政策も含まれていることは確かであり、連合の政策要求を全面的に否定する左派の主張は必ずしも妥当と思われぬ。しかし総論でなく各論を見ると、通常国会で継続審議とされ、臨時国会で成立した老人保健法への対応などは全体として改悪案に連合は加担したと言わざるを得ない。政府の現状改善案には大い改悪案が抱き合わせになっているので革新側は対応に苦しむことが多い。消費税の是正案のように改悪部分がなければ、厳しく批判した共産党も賛成票を投じている。

老健法の場合は病弱の老人にとっては自己負担を増やされるだけのもので、他に多少の改善面があっても賛成すべきものではないと思う。連合も当初の方針では否定的だったが、日経連との共同提案で公費負担増と抱き合わせで賛成に回った。

連合の政策が各論で国民全体の利益に反する場合は内在的批判と外在的批判の両面から是正の働きかけが重要だと思う。部分的改良ではあっても改良政策は評価していくことが必要ではないか。

以上の報告に対し、連合の政策を国民的利益に合致させることは連合の構造から見て無理なのではないかという疑問が出された。報告者は、連合結成に左派が参加しなかった結果として右派的傾向を強めたのは事実だが、例えば全水道労組のように内部で果敢に努力している組合もあることを指摘した。

第5回基本研究会のお知らせ

報告：副島洋明（弁護士、東久留米・老いを考える会）

「高齢者福祉のあり方と福祉生協への展望」
—事業団ヘルパーの事業化への提案—

日時：1991年12月20日（金） 18:00~20:30

会場：明治大学／神田駿河台校舎／研究棟4階会議室（御茶ノ水駅下車、徒歩5分）

月例の基本研究会は、前回の橋本了一氏の報告より、第二部の〈運動の実践〉編に入っています。今回はテーマ⑦の「高齢者、障害者の協同と福祉・医療のネットワーク」に相当する報告となります。

副島洋明氏は難病にかかった肉親をもたれた経験から、福祉・医療問題に係わるようになり、福祉の実践や運動に入っていきました。

公的福祉のあり方に疑問をもたれ、人間の尊厳を大事にする福祉、ただ与えられるものに我慢するのではなく自分たちで切り開く福祉、このことを基調にすえられています。その展望を福祉・医療分野における協同、福祉生協や高齢者生協づくりに求め、事業化の手がかりを地域の運動の渦中で模索されています。

またヘルパーの介護の質を大切にされ、事業団・労働者協同組合が追求する「よい仕事」にも注目されました。

当日は、10月25日に行なわれた第4「福祉・医療と協同」研究会の報告をさらにふくらませ、事業団・ヘルパー事業への提言という具体的な課題も含めて報告をお願いしております。

参考文献としては、新刊の副島氏・老いを考える会共著「老人医療の選び方」（海鳴社、1854円）があげられます。協同総研でも取り扱いをしておりますのでご一報ください。

各研究会の今後の日程

＝第5回「労働組合運動と協同」研究会＝

・報告：辻卓男（辻情報サービス）

「ソフト・ウエア産業の労働のあり方と協同化への道」

・1991年11月25日（月） 18：30

・明治大学神田駿河台校舎／研究棟4階会議室（御茶の水駅下車、徒歩5分）

＝第6回「労働組合運動と協同」研究会＝

・報告：樋口篤三（ワーコレ調整センター）

「日本労働運動の歴史と教訓」

・1991年12月18日（水） 18：30

・明治大学神田駿河台校舎／研究棟4階会議室

・10月に予定した樋口報告は変更して12月の例会にまわしました。ご迷惑をおかけしました。

＝第1回「労働者協同組合法制」研究会＝

・労働者協同組合や他諸分野の法制度をどのようにつくりあげたらよいか、その実践的な追求の場とします。今回は参加者の意見を出し合い、今後の方向をつくる打ち合せの会とします。

・1991年11月30日（土） 13：00

・協同総合研究所（JR線高田馬場駅、新宿寄り改札を出て30m）

＝第5回「福祉・医療と協同」研究会

第1回「海外協同組合」研究会の合同研究会＝

・報告：田中夏子（イタリア貿易振興会）

菅野正純（協同総研）

「イタリアの福祉協同組合の現状とその意義」

・1991年12月6日（金） 18：30

・中高年雇用・福祉事業団本部／3階会議室

（豊島区雑司が谷3-22-10 ☎03-3987-5919 池袋東口下車、徒歩12分）

・今回は両研究会の合同とします。「海外協同組合」研究会は初回となりますので、ふるってご参加ください。